

青森県報

第三千四百九十七号

平成二十四年

二月六日
(月曜日)

目次

告 示

生活保護法による介護機関の指定	(健康福祉課) …… 一
右 同	(同) …… 一
右 同	(同) …… 一
障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課) …… 二
都市計画事業計画の変更認可	(都市計画課) …… 二
建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地変更の届出	(建築住宅課) …… 二
公 告	
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告	(県民生活文化課) …… 三

告 示

青森県告示第七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	特別養護老人ホームおのえ荘
所 在 地	平川市猿賀池上二〇〇の一
施設の種類	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
指定年月日	平成三三・二・二五

青森県告示第七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

居 宅 介 護 事 業 者	名 称	有限会社やよい
主たる事務所の所在地	所 在 地	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字蒲生八五の一
居宅介護の種類	名 称	認知症対応型通所介護
主たる事務所の所在地	所 在 地	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字蒲生八五の一
指 定 年 月 日	指 定 年 月 日	平成三三・三・一

青森県告示第七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

介 護 予 防 事 業 者	名 称	主たる事務所の所在地
介護予防の種類	名 称	所 在 地
指 定 年 月 日	指 定 年 月 日	

有限会社やよい	西津軽郡鰺ケ沢町大字舞戸町字蒲生八五の一	介護予防施設対応型通所介護	グループホステルやよい	西津軽郡鰺ケ沢町大字舞戸町字蒲生八五の一	平成 二〇二一
---------	----------------------	---------------	-------------	----------------------	------------

青森県告示第七十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十四年二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	事務所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人来夢の里	八戸市大字櫛引字白田二二の五	就労継続支援B型	特定非営利活動法人来夢の里	八戸市大字新井田字常光田二五の二	平成 二〇二一	

青森県告示第七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平内都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成二十四年一月二十七日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十四年二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 施行者の名称
平内町
- 二 都市計画事業の種類
平内都市計画下水道事業（平内町公共下水道）
- 三 事業施行期間

平成十年七月三十一日から平成三十年三月三十一日まで
事業地

四 事業地

- 1 収用の部分
都市計画事業計画の認可（平成十八年十一月十五日青森県告示第八百二十七号）の事業地のとおり変更なし。

2 使用の部分

都市計画事業計画の認可（平成十八年十一月十五日青森県告示第八百二十七号）の事業地に、平内町大字東滝字滝、字間木、字鷺ノ沢の一部を加え、平内町大字浅所字浅所、字雷電林、大字福館字雷電林、字雷電岸の一部及び平内町大字藤沢字人形坂、字竹達、字家ノ下、字長橋、字上范、字八幡、字樺ノ木、字外ノ沢、字浄楽堂の一部において事業地を変更する。

青森県告示第七十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の三十五の五第二項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十四年二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称	住所	構造計算適合性判定業務を行う事務所の所在地	変更年月日
変更前	株式会社 建築構造センター	東京都新宿区新宿二丁目一の二	一 東京都新宿区新宿二丁目一の二 二 白鳥ビル二階 二 東京都豊島区西池袋五丁目一の六 第二矢島ビル五階B 三 宮城県仙台市青葉区本町二丁目一〇の二八 カメイ仙台グリーンシティ四階	平成二十四年二月一日

変更後

四 福島県郡山市 中町一の五 やまのいビル 一〇三号室	五 神奈川県横浜 市西区北幸二 丁目一〇の三 九日総第五ビル 三階	六 愛知県名古屋 市中区錦一丁 目一七の三三 名興中駒ビル 九階	七 島根県松江 市中原町六 中根ビル	八 長崎県長崎 市万才町六の 三三〇一高木 ビル五〇一 号	九 宮崎県宮崎 市川原町五の 一〇川原ミ ネックス川 原八階	十 鹿児島県鹿 児島市中央 町九の一〇 創夢第一 ビル四階	十一 沖縄県浦添 市字城間三 〇一〇九波 建設ビル 三〇八号室	一 東京都新宿 区新宿二丁目 一〇二白鳥 ビル二階	二 東京都豊島 区西池袋五 丁目一〇の 六第二矢島 ビル五階B	三 宮城県仙台 市青葉区本 町二丁目一 〇の二八カ メイ仙台グ リインシ ティ四階	四 福島県郡山 市中町一の 五やまのい ビル一〇三 号室
---	--	---	-----------------------------	--	---	--	--	---------------------------------------	--	--	---

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年二月六日

五 神奈川県横浜 市西区北幸二 丁目一〇の三 九日総第五ビル 三階	六 愛知県名古屋 市中区錦一丁 目一七の三三 名興中駒ビル 九階	七 島根県松江 市中原町六 中根ビル	八 愛媛県松山市 三番町七丁目 一三の三三ミ ツネビルデ ィング六〇 四号室	九 長崎県長崎 市万才町六の 三三〇一高木 ビル五〇一 号	十 宮崎県宮崎 市川原町五の 一〇川原ミ ネックス川 原八階	十一 鹿児島県鹿 児島市中央 町九の一〇 創夢第一 ビル四階	十二 沖縄県浦添 市字城間三 〇一〇九波 建設ビル 三〇八号室
--	---	-----------------------------	--	--	---	---	--

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年一月十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人エスベランサ
- 三 代表者の氏名
横山 広樹
- 四 主たる事務所の所在地
青森市大字三内字丸山一六五の八〇
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害者自立支援法、介護保険法、生活保護法等による各種福祉サービス事業を通して、高齢者、障害者が個人の尊厳を保持しつつ地域社会において自立した生活を送ることができるよう支援を行うことにより、社会参画の実現と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青 森 県 号

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭